

大牟田市（仮称）子ども・子育て応援条例に盛り込む内容（案）

- ① 前文
- ② 条例の目的
- ③ 用語の定義
- ④ 基本理念
- ⑤ 子どもの権利等
- ⑥ 子どもが大切にすること
- ⑦ 保護者の役割
- ⑧ 学校等の役割
- ⑨ 地域（地域住民）の役割
- ⑩ 事業者の役割
- ⑪ 市の役割
- ⑫ 虐待、いじめ等の防止
- ⑬ 計画的な推進

※詳細は次ページ以降を参照。なお、現在選択している項目は案であり、今後変更の可能性もある。

大牟田市（仮称）子ども・子育て応援条例検討資料（盛り込む内容）

- ・※は、参考にした５市（古賀市、丸亀市、東近江市、市原市、大仙市）全てで条例に盛り込んでいる構成要素
- ・◎は、大牟田市が条例に盛り込むことを現在検討している構成要素

構成要素		概要	具体例	引用先
1	前文※◎	・子どもの位置づけ ・子どもの健やかな成長に対する願い ・子どもを取り巻く環境の変化 ・子どもの育ちとその家庭を地域で支える必要性 ・条例制定の意義	未来をつくる子どもたちは、ひとりの人間としてかけがえのない存在であり、また古賀市のかけがえのない「宝」であり、「未来への希望」です。 私たちは、子どもたちが家族や友人、地域の深い愛情に包まれて育ち、夢をかなえ、社会の一員として、将来に向かって羽ばたいてほしいと願っています。 しかし、近年、少子化や子どもの貧困、児童虐待等子どもを巡る様々な問題が生じており、子どもが健やかに成長するための環境をつくり上げていくことが求められています。 子どもは、まちの未来を築くかけがえのない存在であり、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を地域で支えることは、子ども自身や保護者のみならず、地域社会にとっても重要なことです。 古賀市では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、子ども・子育て支援を進めていますが、日々変化する環境に対応していくためには、さらなる支援に取り組む必要があります。 ついては、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、あらゆる可能性を秘めた子どもが健やかに成長するための環境をつくり、子どもの生きる力を育むための子ども・子育て	古賀市

			支援に古賀市全体で取り組み、実現していくためにこの条例を制定します。	
2	条例の目的※◎		この条例は、子ども・子育て支援についての基本理念を定め、市の責務並びに市民等、学校等、地域団体、事業者及び保護者の役割並びに子どもが大切にすること等の子ども・子育て支援を総合的に推進していくための基本的事項を明らかにすることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。	古賀市
3	用語の定義※◎	・子ども、学校等、地域、事業者等の定義	(1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいいます。 (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいいます。 (3) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類するものをいいます。 (4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（子どもを除きます。）又は市内の地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいいます。次号において同じ。）若しくは市内で活動する子ども育成団体（子どもの健全育成を目的とする団体をいいます。次	市原市

			号において同じ。)をいいます。 (5) 事業者 法人その他の団体(地縁による団体及び子ども育成団体を除きます。)又は事業を営む個人であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。	
4	基本理念※◎	・子ども・子育て応援に関する基本理念	子ども・子育て支援は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。 (1) 子どもの健やかな成長及び自立が図られること並びに児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重されること。 (2) 市、市民等、学校等及び地域団体は、共働で子ども・子育て支援に取り組むこと。 (3) 市は、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもが生きる力を養い、健やかに成長することができる環境の整備に取り組むこと	古賀市
5	子どもの権利等◎	・子どもが有している権利	子どもは、次に掲げる権利を有することを尊重されなければならない。 (1) 子どもは、自分を取り巻く人々から温かく見守られ、健康に配慮されるとともに適切な支援を受けることができる。 (2) 子どもは、差別、虐待、放置、体罰、いじめ、不当な干渉等の肉体的及び精神的な苦痛から守られる。 (3) 子どもは、多様な体験の機会が与えられ、知識や経験を得ながら、自分らしく育つことができる。	大仙市

			(4) 子どもは、自分が関わる事柄について、意見を述べる こと及び参加することができる。	
6	子どもが大切に すること◎	・子どもが大切にすること（子どもの 義務）	子どもは、その発達及び年齢に応じて、次の各号に掲げる事 項について大切にすることとする。 (1) 自らを大切にし、自らの権利について考えること。 (2) 他人を思いやる気持ちを養い、他人の権利を尊重す ること。 (3) 遊び及び学びを通して、社会性を養い、社会の一員 として規範を守ること。 (4) 自立に向けて、生きる力及び主体性を養うこと。	古賀市
7	保護者の役割◎	・子どもを守り育てる等の役割	保護者は、子育てに最も大きな役割があることを自覚し、深 い愛情と責任を持って接し、子どもを守り育てるものとしま す。 2 保護者は、家庭が子どもの心身に安らぎを与える場であ ることを認識し、そのような家庭づくりに励むものとしま す。 3 保護者は、子どもに基本的な生活習慣や社会規範を身に 付けさせるとともに、自らその手本を示すものとします。	市原市
8	家庭の役割	・子どもの育ちの支えとなる等の役割	家庭は、子どもの成長に第一義的な責任を有することを自覚 し、子どもが安らぎ、自分が愛され大切にされていると実感 できる場となるよう努めるものとする。 2 家庭は、子どもが基本的な生活習慣や社会のきまりを身 に付けることができるように環境を整え、その育ちの支えと なるよう努めるものとする。	丸亀市

9	学校等の役割※ ◎	・学びの場としての環境を整え、教育の充実に努めるなどの役割	学校等は、子どもの健やかな成長のため、その発達及び年齢に応じた学びの場としての環境を整え、教育の充実に努めなければならない。 2 学校等は、学校等相互に、並びに保護者、市民等及び地域団体と協力し、子どもが生きる力を身に付けられるような教育環境づくりに努めなければならない。 3 学校等は、子どもの問題の未然防止、早期の発見及び対応に努めなければならない。	古賀市
10	地域（地域住民）の役割◎	・子どもを見守り、子どもが地域活動に参加する機会の提供等の役割	地域の人々は、地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めるものとする。 2 地域の人々は、相互に連携協力し、子どもが地域の一員として地域の行事や活動に参加し、地域の自然や文化に触れる機会を提供するよう努めるものとする。	丸亀市
11	地域団体（自治会、校区コミュニティ、市民活動団体その他地域で活動する団体）の役割	・子育てについての相談対応等の役割	地域団体は、保護者から子ども又は子育てについての相談があったときは、その相談に応じ、助言、関係機関の情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。 2 地域団体は、市民等が自主的に行う子ども・子育て支援のための取組に協力するよう努めるものとする。 3 地域団体は、子どもが豊かな心、生きる力及び社会性を養うための体験活動及び知識習得等の機会を提供するよう努めるものとする。 4 地域団体は、子ども・子育て支援において相互に連携するよう努めるものとする。	古賀市

12	市民等の役割	・子どもを見守り、子育て家庭の支援に努める等の役割	市民等は、子ども・子育て支援への理解を深め、子どもを見守り、子育て家庭の支援に努めるものとする。 2 市民等は、自らの言動が子どもに与える影響の大きさを自覚し、子どもの模範となるよう努めるものとする。 3 市民等は、子どもの問題に関心を持ち予防に努めるものとする。 4 市民等は、特別な支援が必要な子どもへの理解を深めるよう努めるものとする。 5 市民等は、市、学校等及び地域団体が行う子ども・子育て支援についての取組に協力するよう努めるものとする。	古賀市
13	事業者の役割◎	・仕事と子育てを両立しやすい環境づくりに努める等の役割	事業者は、職場において保護者が安心して仕事と子育てを両立しやすい環境づくりに努めるものとする。 2 事業者は、学校等、地域及び市が行う子どもの育成に関する活動に協力するものとする。	丸亀市
14	市の役割◎	・関係者と連携に努め、様々な取組を総合的かつ計画的に推進する等の役割	市は、家庭、学校等、地域及び事業者との連携に努め、子どもの育成に関する様々な取組を総合的かつ計画的に実施しなければならない。 2 市は、子どもの視点や意見を反映させた取組の推進に努めなければならない。 3 市は、この条例が目指すものや内容を子どもにも大人にも分かりやすく広めるよう努めなければならない。	丸亀市
15	連携体制の構築	・市は、子ども・子育て支援に関わる機関に係る連携体制の構築に努める	市は、子どもの権利、安全及び健やかな成長が守られるよう、学校等その他の子ども・子育て支援に関わる機関に係る連携体制の構築に努めなければならない。	古賀市

16	機会等の提供	・市は、子どもの体験活動の機会の提供に努める	市は、子どもの体験活動及び知識習得等の機会の提供に努めなければならない。 2 市は、子どもの居場所の提供に努めなければならない。 3 市は、保護者に対し、子育てに関する知識習得の機会及び子育てに関する情報の提供に努めなければならない。 4 市は、保護者同士の交流の機会の提供に努めなければならない。 5 市は、子どもの問題や子育てに関する相談の機会の提供に努めなければならない。	古賀市
17	施設の充実等	・市は、子どもが利用する施設の充実等に努める	市は、子どもが利用する施設の充実及び子ども・子育て支援に関する人材育成に努めなければならない。	古賀市
18	安全対策	・市は、犯罪等子どもの安全を阻害することについての対策を講ずるよう努める	市は、関係機関と協力して犯罪、交通事故その他子どもの安全を阻害することについての対策を講ずるよう努めなければならない。	古賀市
19	啓発	・市は、市民等、学校等の役割について啓発に努める	市は、子どもが保護者と豊かな家庭生活を送ることができるよう、市民等、学校等、地域団体及び保護者の役割について啓発に努めなければならない。	古賀市
20	相談体制	・市は相談体制の充実に努める	市は、子どもからの相談及び家庭や地域からの子どもの育成に関する相談に対し、関係機関と連携して相談体制の充実に努めるものとする。	丸亀市
21	虐待、いじめ等の防止◎	・市、保護者、地域住民、学校等及び企業等並びに関係機関は、連携し、虐待、いじめ等の予防等に努める	市、保護者、地域住民、学校等及び企業等並びに関係機関は、互いに連携し、こどもに対する虐待、いじめ等の予防、早期発見及び保護に努めなければならない。	東近江市

22	児童虐待への対応	・市は、児童虐待の対応等のため、支援体制の充実に向けた取組を推進する	市は、児童虐待の発生予防、早期の発見及び対応のために、支援体制の充実に向けた取組を推進しなければならない。 2 市は、市民等、地域団体及び学校等その他関係機関から提供された児童虐待の情報に適切に対応するものとする。 3 市は、虐待を受けた子どもに適切な支援を行うよう努めなければならない。	古賀市
23	教育・啓発活動の充実	・市、保護者、地域住民、学校等は、連携し、環境づくりの大切さについて、教育・啓発活動の充実に努めなければならない	市、保護者、地域住民、学校等及び企業等は、互いに連携し、こどもの人権が尊重され、安全で安心して育つことができる環境づくりの大切さについて、教育・啓発活動の充実に努めなければならない。	東近江市
24	人権教育	・子どもに対する人権教育の推進	市は、子どもの人権を尊重する心を育むため、幼児期からの継続した人権教育を推進しなければならない。 2 学校等は、子どもの人権感覚を養い、人権意識を高揚させるため、その発達及び年齢に応じた人権教育に取り組まなければならない。 3 学校等は、人権教育に関する教職員の研修に取り組まなければならない。 4 市民等は、子どもの人権を尊重する心を育むため、子どもの模範となるよう努めるものとする。	古賀市
25	計画的な推進◎	・市は子どもの育成に係る取組を計画的に推進する	市は、子どもの育成に係る取組を総合的かつ計画的に推進するものとする。	独自